

抗 議 文

鳥取県知事

片 山 善 博 様

鳥取県は平成17年9月1日、①現業職員の給与水準を行政（一）表3級止まりとする、②5年間で段階的に「現給与」から「見直した給与水準」に引き下げるなど、最大25%にも及ぶ賃金の大幅切下げを内容とする「現業職の給与に関する一部規則改正」を強行した。同日、全現業職員に対しその「昇給（昇格）・給与決定通知書」の辞令を発令した。

現業職の給与見直しについては、17年度労働協約締結に向けた改訂項目として、2月18日に県側より提案があり、正常な労使関係のもとで労働協約改訂について労使交渉を行ってきたが、現在に至っても労使合意ができていない状況であるにもかかわらず、一方的に交渉を打ち切り、労働基準法上本人の同意を必要とされる賃金の切下げを、一片の通知文書で済ますという暴挙を行った。

このことは、法で定められる労働協約締結権の侵害するという労働組合に対するものと、労働者個人に対する同意確認の不実施という二重の不当労働行為である。

鳥取県の現業業務については、厳しい財政状況の中、議会の指摘を待つことなく市場化テストやアウトソーシングなど将来的在り方を問われていることは労使間の共通認識であり、従来から労働組合もそのことに対する協議を求めてきた。にもかかわらず、今回の当局提案では、これら現業業務に対する将来的展望もまったく示すことがなく、また数多い現業業務の実態を精査することもなく、現業職という名のみをもって最大25%にも及ぶ賃金の引き下げを提案しただけであった。学費やローンも含めた生活設計の大幅変更を、全現業職員に一律迫るもので、職員の選択肢が全くなく、生存権さえも脅かす内容に終始したことに強い憤りを感じる。

また、本交渉において、労働協約改定申し入れ期限が2月18日であったにもかかわらず、在職者の減額措置の提案が6月23日であったり、1月19日の給与制度の見直し交渉で提示された「現給保障を講ずる」との説明が、8月23日になって「現業職については当初から減額する考えだった」など、交渉当事者としての誠実を強く疑うものである。

さらに、一方的解釈によるホームページでの交渉経過の公開、議会に対して交渉が妥結していないにもかかわらず、「受け入れた」などの虚偽の説明をすることにより、事実と違うマスコミ報道を招かせると、世論操作的な県側の姿勢はきわめて不誠実である。

この不誠実さが、本交渉を難航させた主原因であると考えられる。今回の給与見直しは、これまでにない激変提案であり、大多数の組合員の生活を大きく変える内容である。使用者（提案者）には職員を「今後想定される変化に対応した全体像を説明し、納得させる」責任がある。その為に業務の検証・県民に理解される現業業務の必要な見直しなど、2課題について交渉を継続して労使双方が納得し合意が出来るよう努力することが誠意ある団体交渉である。

組合は、このような一方的な労働条件の変更を認めない。これまで積みあげた交渉経過を議会等に説明し、問題解決のために継続して交渉を行うことが知事（使用者）として県民と職員に対する責任ある姿勢である。問題を残したまま一方的に規則改正を行った知事、県当局に強く抗議をする。

2005年9月5日

鳥取県現業公企職員労働組合
執行委員長 有 本 年 光